

第9回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」式次第

- ・ と き 平成26年2月18日(火) 13:00~14:30
- ・ ところ 衆議院第一議員会館地下1F 第2会議室
- ・ 司 会 事務局長 肥田美代子

<内容>

(1) 挨拶

座長 中川正春

(2) 新メンバー紹介

(3) 議題

- 1) 前回勉強会以降の、著作権の設定に関わる著作権法改正の動きについて
報告：石橋通宏電子書籍・出版文化振興議員連盟事務局長
- 2) ナショナル・アーカイブの課題と方向性について
報告：中山信弘東京大学名誉教授
- 3) 今後の具体的検討課題とスケジュールについて
- 4) その他

(4) 意見交換

<配布資料>

- ① 電子書籍に対応した出版者への権利付与のあり方に関する基本方針(案)
- ② 出版社の権利のあり方に関する提言
ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン
- ③ 用語の説明～登録制度と集中管理制度
- ④ 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会 委員名簿

電子書籍に対応した出版者への権利付与のあり方に関する 基本方針（案）

1. 電子書籍に対応した出版権の整備について

- ① 現行の出版権を電子出版にも拡張する方法（いわゆる総合出版権）によるものとする。これによって、出版者は紙と電子の双方で出版する義務を負いつつ、海賊版に有効に対抗することが可能となる。
- ② ただし、契約当事者間の合意に基づいて、以下の特約契約を可能とする：
 - ▶ 紙のみ（複製権）に限定した出版権設定
 - ▶ 電子のみ（複製及び公衆送信権）に限定した出版権設定
 - ▶ 紙または電子の特定の出版物に限定した出版権設定
- ③ 出版者は、契約に応じた出版義務を負うこととし、義務不履行の際は、著作者は当該出版権の消滅請求を行うことができる。なお、総合出版権を設定している場合は、消滅請求は総合出版権に対して行う事が出来るものとする。
- ④ 加えて、紙のみ（複製権）に限定した出版権を設定した際にも有効な海賊版対策を行えるよう、みなし侵害の規定を設ける。

2. 出版権者による再許諾

- ・ 再許諾は原則不可とし、著作権者の承諾を得た場合に限り、契約に明記することで再許諾可能とする。
- ・ なお、その際、著作者が承諾すれば、紙のみ、電子のみの再許諾も契約上、可能とするが、いずれの場合においても、再許諾のみをもって出版義務の履行とせず、出版権を保持する出版者が一貫して出版義務を負うこととする。

3. 特定版面権

- ・ 特定版面権は創設しないこととする。

4. 登録制度

- ・ 本著作権法の改正に併せて、出版権の登録制度を早急に整備すべきであることを明記する。

5. その他

- ・ 出版契約に係わる相談、苦情対応および紛争解決のため、「出版ADR（仮称）」を創設し、出版に係わる関係者が連携・協力して運営にあたるものとする。
- ・ また、出版契約当事者間の信頼関係の増進とトラブル・紛争の予防を目的に、様々な著作（出版）分野に応じたモデル契約書を当事者（団体）間の合意に基づいて策定し、周知の徹底と利活用の促進を図ること。

出版者の権利のあり方に関する提言

2013年4月4日

中山信弘、三村量一、福井健策
上野達弘、桶田大介、金子敏哉

出版者の隣接権要望は、それが出版にともない当然に発生する点、著作権との権利分散化を招きやすい点、それに隣接権の実効性などの危惧が指摘されて来た。我々はこうした問題意識を共有しつつ、当面の諸課題を解決するため、著作者との契約によって設定される現行「出版権」の拡張を下記の通り提言する。なお、この提言は、別紙で述べる情報化社会推進のビジョンに基づいたものである。

提言：デジタル時代に対応すべく、現行出版権の拡張・再構成を文化審議会で検討する

(内容)

著作者との契約により設定される現行の出版権が、原則として電子出版にも及ぶよう改正
⇒当然に発生する隣接権ではなく著作者との契約に基づく専用権である。法改正前の作品にも当事者の合意により拡張可能なため、権利を分散化せず、著作者の意思に基づいた活用を促進できる。また、オンライン海賊版の差止などのニーズにも対応できる。

(説明)

- ①当事者の特約により、「印刷のみ」「電子出版のみ」という出版権の設定も可
⇒流通の変化にともなう多様な契約のありかたにも対応
- ②現行出版権の再許諾不可を改め、特約なき限り再許諾可とする
⇒一次出版の後の他社での文庫化や、多数のプラットフォームでの配信などに対応
- ③当事者の特約により、特定の版面を対象を限定した上、その複写利用などにも拡張可
⇒企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応
- ④対抗要件としての現行登録制度を拡充し、登録しやすいよう環境を整備（別紙参照）
⇒権利の所在が明確になり、権利処理によるコンテンツ活用などを促進

以上

別紙

ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン

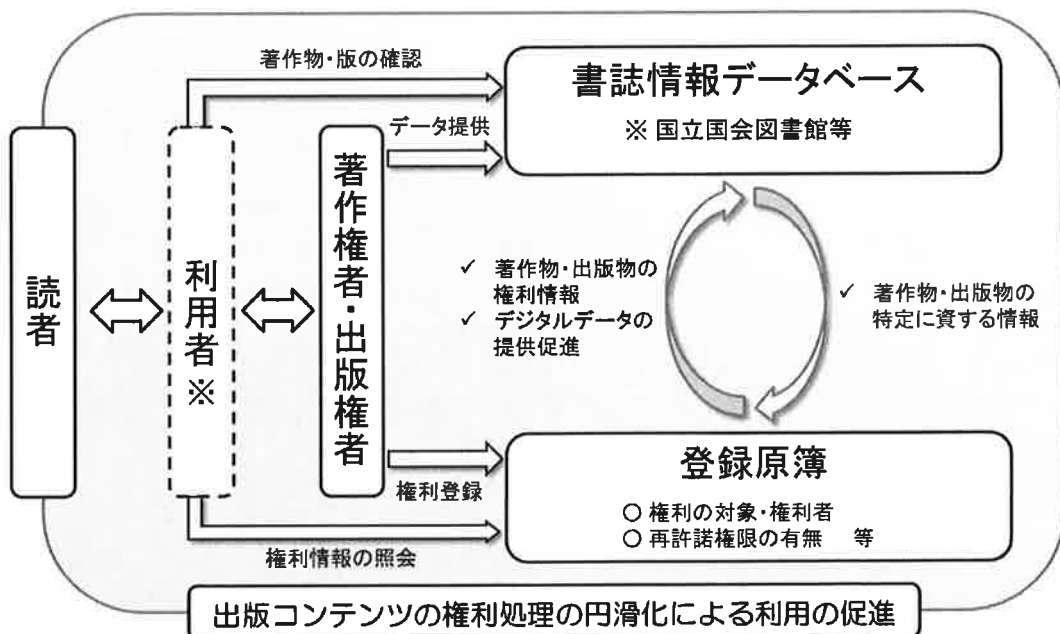
1 ナショナル・アーカイブの推進

情報化時代において、長期的目標としてナショナル・アーカイブの実現が必要であることは疑いの無いところである。そしてナショナル・アーカイブは単にデータの保存だけではなく、蓄えられたデータを円滑に活用することによりビジネスを促進するものでなければならない。そのためには、コンテンツ自体の保存に加え、それと権利情報を結びつけることにより権利処理の容易化を図り、かつコンテンツの商業利用を促進すべきであり、もってわが国の出版文化の発展、ひいては文化・情報産業の発展に資すると確信する。

別紙の提言は、このようなビジョンの下に、まずは著作権法において、権利の分散化を避けつつ出版物の権利をどのように位置づけるべきかを述べたものである。出版権拡張の詳細については今後文化審議会の審議に委ね、我々はナショナル・アーカイブとその利活用に関する議論を深めて行くこととする。

2 権利情報の登録制度の拡充策

提言で述べた登録制度については、現行の運用に加えて、国会図書館（NDL）等の書誌情報等を利用した著作物等の特定も可能とすることで、手続の簡素化・コスト低減を検討すべきである。登録の増加により権利の所在が明確になり、コンテンツ利活用の促進を期待できる。



※ 著作権法上の利用を行う取次・配信業者等を指す

<用語の説明>

■ 登録制度

無方式で発生、移転する著作権、著作隣接権及び出版権については、その原権利者（実名公表でない場合）、第一発行日等を明らかにするために、著作権法上、所要の情報を文化庁長官に登録する制度がある（著作権法第 58 条―第 78 条の 2、第 88 条、第 104 条）。この他、出版業界では JPO（近刊情報センター）に近刊情報を登録することとしている。このように、官民で様々に行われている、情報の届出とその記録、対外提供にかかるしくみを広く登録制度という。

- 「登録制度」と言った場合、必ずしも登録は強制ではなく、むしろ任意登録であることが通例である（著作権法の例でも強制では無い）。

■ 集中管理制度

たとえば、上記 JPO への近刊情報登録制度は、書籍・雑誌の注文主である様々な書店やその他への近刊情報提供の一元化を目的とする。このように、情報を一つのところに集めて、ある状況が一覧できる状態を作ること、様々な処理をし易くするしくみを、（情報の）集中管理制度という。

- これと関連し、また似ているがこれと異なるものとして「集中処理」がある。これは様々な処理（著作権法上の許諾を含む）を、集中管理された情報と権限に基づいて集中的に行うことを指す。以前は著作権法において作詞、作曲者の著作権による許諾を JASRAC（日本音楽著作権協会）によって独占的に集中処理する制度があったし、現在でも、映像産業・芸能産業が整備した aRma（映像コンテンツ権利処理機構）では映像作品に関する実演家（隣接権者）の許諾を集中処理している。

「集中管理制度」も「登録制度」も、それが実際に利用されるかどうかは、その社会的ニーズ（目的）と登録手続コスト（登録作業の実際）の相関関係で決まると考えられる。如何なる制度設計においても、この点について、産業界や社会の事情を十分に踏まえた合理的な設計が求められる所以である。

出版物を巡る登録制度(集中管理制度)の例

制度名	根拠	実施主体	登録単位	目的	利用法	備考
公的登録制度						
著作者名登録	著作権法75条	文化庁	著作者	権利帰属の明確化	周知措置(官報で公示)	集中管理性なし
著作物第一発行年月日登録	著作権法76条	文化庁	著作物	著作物第一発行時点の明確化	登録原簿の閲覧公開	集中管理性なし
著作物創作年月日登録	著作権法76条の2	文化庁	著作物	著作物の創作時点の明確化	登録原簿の閲覧公開	集中管理性なし
著作権に関する、移転、質権設定、処分制限登録	著作権法77条	文化庁	著作権	権利関係の明確化	裁判等で利用(二重契約に対する対抗要件)	
出版権に関する、設定、移転、質権設定、処分制限登録	著作権法88条	文化庁	著作権	権利関係の明確化	裁判等で利用(二重契約に対する対抗要件)	
書誌情報登録 (国会図書館納本制度の一部)	国会図書館法24条	国会図書館	出版物	国会図書館蔵書の貸出支援	インターネット経由で広く検索サービスを公開	書誌情報は国会図書館が生成
民間登録制度						
近刊情報登録		日本出版 インフラセ ンター	出版物	取次書店・小売書店の発注支援	登録された受信事業者に開放(受信事業者側からアクセス)	
ISBN登録	ISO(2108)	日本出版 インフラセ ンター	出版物	書籍の識別	個別書籍に表示する等	
雑誌コード登録	流通側の要請 (EAN/JISX0501)	流通システム 開発センタ ー	出版物	雑誌の識別	個別雑誌に表示する等	登録は雑誌名単位。個別コードは自動生成

印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会 委員名簿

平成 26 年 1 月 14 日現在

- 座長 中川 正春：衆議院議員（民主党）
- 事務局長 肥田美代子：文字・活字文化推進機構理事長
- 阿刀田 高：山梨県立図書館長 作家
- 甘利 明：衆議院議員（自民党）
- 石橋 通宏：参議院議員（民主党）
- 植村 八潮：専修大学文学部教授 日本出版学会副会長
- 相賀 昌宏：日本書籍出版協会理事長 小学館代表取締役社長
- 大滝 則忠：国立国会図書館長
- 角川 歴彦：内閣官房知的財産戦略本部員 KADOKAWA 取締役会長
- 樺山 紘一：印刷博物館館長 東京大学名誉教授
- 河村 建夫：衆議院議員（自民党）
- 草野 司朗：日本印刷産業連合会専務理事
- 小寺 信良：インターネットユーザー協会代表理事（MIAU）
- 榊原 美紀：電子情報技術産業協会（JEITA）著作権専門委員会委員長 弁護士
- 佐藤 隆信：日本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員長 新潮社代表取締役社長
- 里中満智子：マンガ家
- 高須 次郎：日本出版者協議会会長
- 富田 茂之：衆議院議員（公明党）
- 野間 省伸：日本電子書籍出版社協会代表理事 講談社代表取締役社長
- 馳 浩：衆議院議員（自民党）
- 林 真理子：作家
- 平尾 隆弘：文藝春秋代表取締役社長
- 弘兼 憲史：漫画家
- 福原 義春：文字・活字文化推進機構会長 資生堂名誉会長
- 堀内 丸恵：集英社代表取締役社長
- 三田 誠広：日本文藝家協会副理事長 作家
- 山田 健太：日本ペンクラブ言論表現委員長 専修大学文学部教授

（敬称略、事務局長以下 50 音順）

事務局：国立国会図書館、公益財団法人文字・活字文化推進機構